

ヒグマ保護管理方針（案）に係るモニタリングの進め方について

1. モニタリングの実施について

- ✓ 管理方針の目的の達成状況を評価し、順応的な管理を行うため、関係行政機関、専門家、地域団体等が連携のうえ、モニタリングを実施する。
- ✓ 管理方針に記載されている調査項目は、達成状況評価のために必要であると考えられる調査を網羅的に記載しており、関係行政機関等は各調査の優先順位を考慮のうえ、可能な範囲で調査を実施する。

2. モニタリング結果の評価について

- ✓ 平成 23 年度からは、ヒグマ保護管理方針のメーリングリストを新設し、調査結果等は必要に応じてメーリングリストに情報提供するとともに、科学的な助言を得ることとする。
- ✓ 管理方針の見直し時など、概ね 5 年ごとに各調査の結果をとりまとめたうえで、ヒグマ保護管理方針検討会議において統合的な評価を実施し、見直しに活用する。
- ✓ ヒグマ保護管理方針検討会議は、管理方針の策定後は解散することを想定しているが、概ね 5 年ごとの見直し時には、検討会議を再度設置することとする。
- ✓ モニタリング結果の評価については、科学委員会におけるモニタリング計画、年次報告書の議論との連携に留意する。